

令和2年度内閣府本府政策評価実施計画（案）

令和2年3月 日
内閣総理大臣決定

「行政機関が行う政策の評価に関する法律」（平成13年法律第86号。以下「法」という。）第7条の規定に基づき、令和2年度内閣府本府政策評価実施計画を以下のとおり定める。

1 計画期間

令和2年度の1年間とする。

2 事後評価の対象とする政策

事後評価の対象とする政策は、以下のとおりとする。

- (1) 内閣府本府政策評価基本計画（第7次）（令和 年3月 日決定。）の対象とした政策（法第7条第2項第1号に区分されるもの）
 - ① 政策体系に基づく政策
（調整中）
 - ② 規制に係る政策
該当なし。
 - ③ 租税特別措置等に係る政策
該当なし。
- (2) 政策決定後5年経過後時点でなお未着手の政策又は政策決定後10年経過後時点でなお未了の政策（法第7条第2項第2号に区分されるもの）
該当なし。
- (3) その他の政策（法第7条第2項第3号に区分されるもの）
該当なし。

3 評価の方法

個別の政策を所管する課等は、2に掲げる政策について、政策評価を実施し、評価書の案を作成する。各部局総務課等は、部局内における政策評価を取りまとめ、大臣官房政策評価広報課に提出する。

大臣官房政策評価広報課は、提出された評価書について審査を行った上で、学識経験を有する者から成る懇談会等を経て、公表する。